

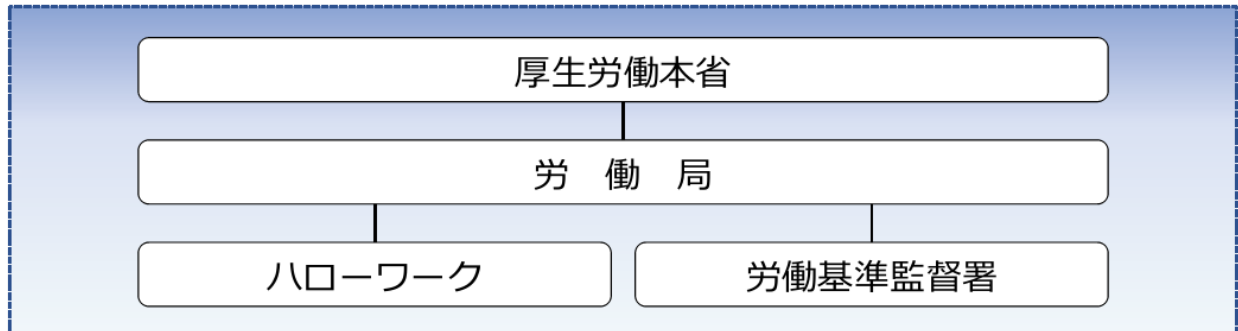
静岡労働局

〒420-8639

静岡県静岡市葵区追手町9-50

総務部総務課 (054-254-6317)

<組織図>



労働局

「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。仕事を探している方、働いている方、事業を行っている方などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んでいます。

働く方を直接支援する第一線機関を有しており、職業安定・人材開発行政の第一線機関である「ハローワーク」、労働基準行政の第一線機関である「労働基準監督署」、雇用環境・均等行政の第一線機関として労働局内に「雇用環境・均等部（室）」があります。

労働基準監督署

全国に321署あり、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件（労働時間、賃金等）の確保・改善、職場の安全や健康の確保を図るための取り組みを行っています。また、労働者が工作中や通勤中に病気やケガをした場合の治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償などの、労災保険の給付を行っています。

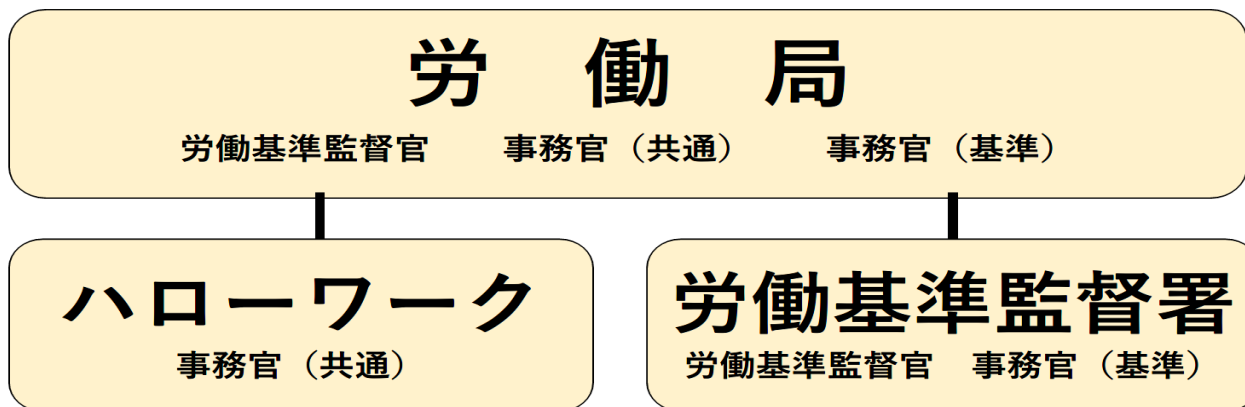
ハローワーク（公共職業安定所）

全国に544所あり、若年者から高齢者まで、すべての人々に対して無償で支援をしており、民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援する「雇用のセーフティネット」としての役割も担っています。

また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

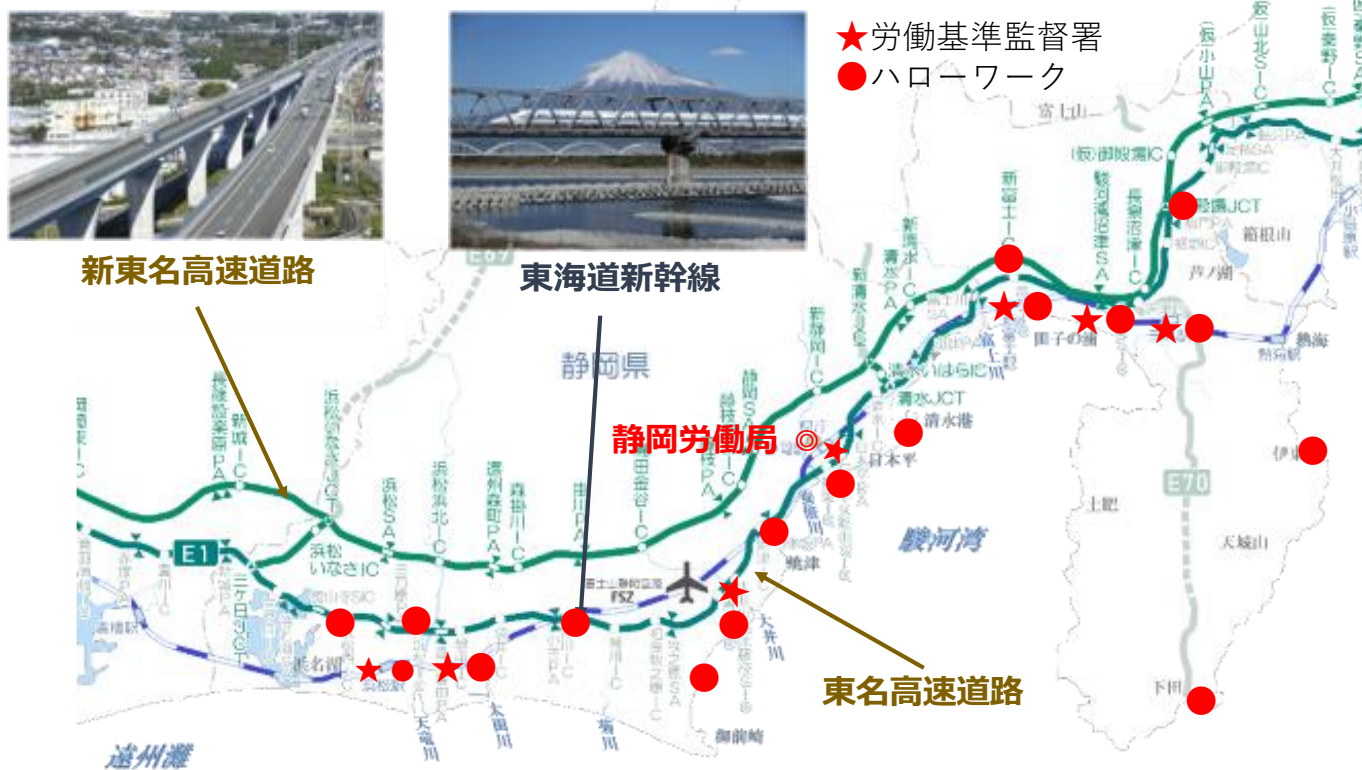
労働局には試験区分の異なる労働基準監督官と厚生労働事務官が勤務しています。さらに厚生労働事務官は2つのキャリアパスに分かれています。

※ 厚生労働事務官は、ハローワークの業務を中心とした事務官（共通）、労働基準監督署の業務を中心とした事務官（基準）のキャリアパスを採用時に選択していただきます。



静岡労働局管内の労働基準監督署・ハローワーク

- 県内の大動脈（東海道新幹線、東名高速・新東名高速）の沿線に立地



静岡労働局管内は労働基準監督署が7か所、ハローワーク（公共職業安定所）が17か所（出張所含む）あり、約1,300人の職員が働いています。

皆さんも、静岡労働局で労働基準監督者やハローワーク（公共職業安定所）で働いてみませんか。

労働局では説明会なども行っていますので、ぜひHPなどチェックしてみてください！